

高等海難審判庁長官 殿

国土交通大臣 扇 千 景

平成13年度に海難審判庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)第16条第6項第2号の規定に基づき、平成13年度に海難審判庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

海難審判庁が達成すべき目標についての評価に当たって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

海難審判庁が達成すべき目標についての評価

1. 迅速な海難の調査、審判開始の申立について

具体的な目標	海難の認知から審判開始の申立までの平均期間を10ヶ月以内とする。
評価	【評定】 目標どおり達成されたと認められる。 【所見】 海難の認知から審判開始の申立までの定期的チェック、海難関係者の早期面接調査などを実施することで、13年度実績として目標を上回る8.6ヶ月に短縮することができたことは迅速な海難の調査、審判開始の申立の実現に向けた大きな改善であると考えられる。

2. 迅速な海難の審判及び裁決について

具体的な目標	審判開始の申立受理から裁決までの平均期間を8ヶ月以内とする。
評価	【評定】 目標どおり達成されたと認められる。

【所見】

未済事件の早期処理を行うとともに、事件の定期的チェックを行い、審判期間の早期開廷体制の確立を図るなどの取り組みを行うことで、13年度実績として目標を上回る7.7ヶ月に短縮することができたことは迅速な海難の審判及び裁決の実現に向けた大きな改善であると考えられる。

3. 海難に関する情報の利用促進等について

具体的な目標
情報提供の充実のためホームページの容量を20MB以上とする。
評価
【評定】 目標どおり達成されたと認められる。
【所見】 見やすさ、読みやすさ、内容の充実を目指して全面的な改正を行い、海難審判庁の有する裁決・統計・審判予定等の各種データを提供することにより、従来の14MBから目標を大きく上回る73MBに容量を拡大した。これにより、広く国民一般に対して海難防止に関する知識の普及が図られることが期待される。

具体的な目標
海難分析の結果を3回以上刊行する。
評価
【評定】 目標どおり達成されたと認められる。
【所見】 海難のテーマごとの分析集を3回刊行し、関係行政機関、海事関係団体及び研究・教育機関等へ広く提供しており、着実な業務実施が行われてきていると認められる。これにより、海難の再発防止に資する一層の情報提供が行われるものと期待される。

具体的な目標
海難審判及び海難防止に係る知識の向上及び普及を図るための「海難審判説明会」を2回以上実施する。
評価
【評定】 目標どおり達成されたと認められる。
【所見】 海事関係団体、教育機関等に対して、目標を大きく上回る11回の海難審判説明会を実施しており、積極的な取り組みがなされてきていると評価できる。これにより、一層の海上交通に係る安全対策の周知・啓蒙が図られることが期待される。